

舞鶴都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成30年10月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標	1
2	区域区分の有無及び方針	3
3	土地利用の方針	4
4	都市施設の方針	7
5	市街地開発事業の方針	11
6	自然的環境の整備又は保全に関する方針	12

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、関西北部地域における日本海側の中核都市として、また、重要港湾である京都舞鶴港を擁する港湾都市として発展してきた。また、臨海部では舞鶴湾の一部を含む海岸線一帯が国定公園に指定されるなど、豊かな自然と美しい景観に恵まれた区域である。

近年では、近畿自動車道敦賀線（通称は舞鶴若狭自動車道。以下「舞鶴若狭自動車道」という。）や京都縦貫自動車道等の広域交通網の整備及び日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港の整備が進んだことにより、京阪神都市圏と関西北部との時間距離の短縮、日本海側の玄関港として、物流・人流の機能強化が図られてきており、関西北部の広域的な拠点都市としての立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、人口減少や少子高齢化の進展、中心市街地の衰退、地域活力の低下等の課題に対し、次の基本理念に基づき、都市づくりを図る。

- ①海や港を核とした他都市との交流と連帯を促進する都市づくり
- ②子育て世代、高齢者等だれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ③中心市街地の再生による賑わいのある都市づくり
- ④都市基盤等既存ストックを活用した効率的な都市づくり
- ⑤広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- ⑥公共交通等により中心市街地と生活拠点がネットワーク化され、だれもが活動しやすい都市づくり
- ⑦災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑧地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ⑨ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり
- ⑩住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- ⑪自然及び歴史的環境と調和した美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、周囲を青葉山、三国岳等の山々に囲まれ、市街地は地形的な制約を受けて複雑な形状をしており、平地部も少なく、さらには東西の駅を中心とする複眼都市構造などの特徴を有している。臨海部には、東西の港を中心とした産業・物流拠点が形成され、それぞれに隣接する市街地においては、一定の商業・業務機能の集積が図られている。

しかし、中心市街地においては、居住者の高齢化や人口減少、商業活動の低下等により空き家や空き店舗が増加しており、市街地内の低未利用地の活用も含めた都市の活性化が望まれる。また、市街化調整区域等においては、人口減少等が進んで、里山や農地などの豊かな自然環境や良好な営農環境の保全、地域活動の継続が困難になってきている地域もあり、既存集落の維持が課題となっている。

一方、赤れんが倉庫群及び城下町の景観等の豊かな歴史・文化資源や、五老岳をはじめとする周

辺部の緑豊かな山々と舞鶴湾の特徴的な自然景観を有するなど、固有の文化や自然とのふれあいの場が豊富な、地域特性にあふれた都市である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆**京都舞鶴港を核とし、広域交通網を活かした国際港湾・交流都市**

京都舞鶴港を核とした物流機能等の高度化・効率化を図り、合わせて広域幹線道路網を活かした京阪神都市圏等との交流・連携を推進し、魅力的な産業拠点及び総合的な交流拠点を形成することにより、環日本海交流の中核拠点としての国際港湾・交流都市を目指す。

◆**駅を中心とした賑わい拠点形成とまちなか居住推進による中心市街地の再生**

立地適正化計画等に基づき、人、都市機能を東西それぞれの駅周辺に集め、駅を中心にバランスのとれたまちを目指し、まちの外側に薄く広がった人口を中心市街地へゆるやかに誘導を図る。

また、公共交通機関により、東西駅周辺の拠点間をネットワーク化することによって、それぞれの機能を補完することで、持続可能な都市を目指す。

◆**歴史・文化・自然と共生する豊かな生活環境を備えた都市**

若狭湾、舞鶴湾及び由良川をはじめとする豊かな自然環境や赤れんが倉庫群及び田辺城址等の歴史遺産周辺の歴史的景観の保全と活用を図り、歴史・文化・自然資源などの地域特性を活かした豊かな生活環境を備えた都市を目指す。

◆**高齢化の進展に対応した地域拠点の形成**

市街化調整区域等の既存集落においては、高齢化の進展による交通弱者の増加等への対応と地域コミュニティの維持、活性化を図るため、地域拠点の形成を目指す。

◆**安心・安全で災害に強い都市**

河川、海岸施設整備等のハード対策にあわせて、土地利用規制、情報伝達、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害、地震等から、生命、財産を守り、都市機能が致命的な損害を受けず、被害を最小限に抑え、迅速な復旧が可能となるだれもが安心・安全に暮らせる都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口減少にある中、特に中心市街地の人口減少が顕著となっており、中心部の低密度化が進む一方で、市街地の周辺部の一部では一定の人口増加が見られ、市街地は拡散傾向にある。
- ・今後は、区域内の人口がさらに減少していくことが予想されるなど、社会経済状況の変化を踏まえ、市街地の無秩序な拡大を抑制し、既存ストックを有効に活用した効率的な土地利用を図るため、まちなか居住を推進するとともに都市機能の集積を誘導し、まとまりがあって住みやすい都市を形成することが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源として、独自の風致景観を形成しており、農村集落等、地域を支えるコミュニティの形成を支援するとともに、適正な土地利用規制により、無秩序な開発を抑制する必要がある。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	2010年	2030年
都市計画区域内人口	86.4 千人	おおむね 72.8 千人
市街化区域内人口	74.4 千人	おおむね 65.2 千人

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		2010年	2030年
生産規模	工業出荷額	1,691 億円	1,386 億円
	卸小売販売額	1,989 億円	1,910 億円
就業構造	第1次産業	1.6 千人(4.2%)	1.4 千人(3.2%)
	第2次産業	8.8 千人(23.4%)	10.4 千人(24.2%)
	第3次産業	27.2 千人(72.4%)	31.1 千人(72.6%)

③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	2010年	2030年
市街化区域面積	2,134ha	1,869ha

立地適正化計画等の施策の推進による居住誘導の動向を踏まえて、市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域等については、段階的に市街化調整区域に編入し、適正な市街化区域規模に見直す。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

東地域の浜及び北吸地区並びに西地域の南田辺及び円満寺地区を本区域における中心業務地とし、官公庁施設及び一般業務施設の配置を図る。

②商業地

東地域の浜及び JR 東舞鶴駅周辺地区並びに西地域の JR 西舞鶴駅周辺、円満寺及び平野屋地区をそれぞれ魅力ある中心商業地として広域商業機能の充実を図る。

③工業地

京都舞鶴港の背後地である平、大波、浜、余部下、松陰、下福井及び喜多地区に臨海性工業地の配置を図る。また、中田、京田、倉谷及び上福井地区に内陸性工業地の配置を図る。

④流通業務地

京都舞鶴港にある舞鶴国際ふ頭、西港地区及び東港地区に、流通業務地の配置を図る。

⑤住宅地

中心商業業務地の周辺部である北吸、森、行永、伊佐津、引土地区等の既成市街地に住宅地の配置を図る。また、朝来、田中、八反田、溝尻、白浜台、天台、清道、七日市等に住宅地を配置し、良好な住環境の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

区域 用途	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	JR 東舞鶴駅周辺、JR 西舞鶴駅周辺	
商業地	JR 東舞鶴駅周辺、JR 西舞鶴駅周辺	
工業地		平、大波、浜、余部下、松陰、下福井、喜多、中田、京田、倉谷、上福井
住宅地	JR 東舞鶴駅周辺、JR 西舞鶴駅周辺	朝来、安岡、田中、丸山、行永、八反田、溝尻、森、亀岩、京月、白浜台、福来、天台、清道、清美が丘、七日市

(3) 市街地における住宅建設の方針

既往の災害を教訓にした住宅の耐震化促進や、高齢社会の進展等社会的な環境変化に伴う新たな防災上の課題を踏まえ、すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、京都府住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

さらに、舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき高齢者と若者の交流による移住・定住の促進のため、生活の利便性や公共交通の快適さを求める高齢者によるまちなか居住、農山漁村へ

移住する若者による郊外居住を可能とする環境整備を図る。

なお、既成市街地においては、空き家、未利用地などの利活用を推進し、まちなかの定住性の高い良好な住宅市街地を再生する。

区 分	住 区 区 分 の 考 え 方	主 な 地 区	整 備 方 針
既成市街地	小学校区 等日常生活圏を単位とする	浜、北吸、森、 行永、森本町、 溝尻、南田辺、 北田辺、寺内、 円満寺、引土	商業業務地については、土地区画整理事業等により、幹線道路、駅前広場等の公共施設の整備を図る。 住宅地については、用途の混在を解消しつつ、公共公益施設に近接した利便性の高い中層住宅地として、今後もその環境の向上に努める。
市街化進行地域		天台・清道、 伊佐津、七日市、 和田、京田、 田中、倉谷、 福来	公共施設の整備を図るとともに、地区計画等の活用等により、建築物の適切な規制、誘導を行い、良好な住環境の整備を図る。

(4) 特に配慮すべき市街地の土地利用方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、だれもが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模小売店舗等の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地である浜、引土、円満寺地区等については、立地条件を生かした土地の高度利用を図り、適切な公共施設の配置、オープンスペースの確保を積極的に推進する。JR 東舞鶴駅及び JR 西舞鶴駅周辺地区については、立地適正化計画に基づき民間活力の導入を検討するなど遊休地の有効活用を含めた周辺地区の一体的な整備を推進する。

③用途転換及び用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の動向及び都市基盤、面的開発事業等の整備状況を踏まえ、居住環境の改善、適切な土地利用の促進等を図るため、随時かつ的確な地域地区指定の見直しを図る。

都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

特に、公共施設の整備が必要であり老朽木造住宅が密集した市街地については、住環境整備事業及び地区計画等の活用を図りつつ耐震性・耐火性等の防災性能の向上を図るとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。

また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

自然環境と一体となって歴史的な景観を形成している地域においては、これらの維持とともに保全を検討する。

⑥市街地景観の形成に関する方針

実効性ある景観誘導の取組を促進するため、景観法の活用を検討するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

⑦空き家等の対策に関する方針

市街地でスポンジ状に発生する空き家、空き店舗、空き地等の対策については、空家等対策計画等に基づき、土地利用の方針に即した利用促進を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

由良川、池内川、河辺川の流域及び高野川、与保呂川、祖母谷川、志楽川、朝来川の上流域は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等は、今後ともその保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

由良川沿岸低地部の農地等は、防災上重要な緑地として保全する。また、市域を取り囲む山林の内、保安林等の指定を受けている区域は、その保全に努める。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

大浦半島の日本海側の海岸線は、リアス式海岸特有の雄大な景観美を備えており、また、高山植物の宝庫でもあり、霊峰青葉山とともに国定公園に指定されている。また、加佐地域では、由良川を中心とした豊かな自然や海水浴場を有し、地域においてはこれらを活用した様々な取り組みが行なわれている。

これらの地域においては、都市環境の形成上優れた風致景観を備え、日常広く住民に憩いと安らぎを与えており、今後もその保全に努めるとともに、環境に配慮したまちづくりを誘導する。

④既存集落の活力維持、回復に関する方針

少子高齢化の進行等により地域コミュニティの維持・形成が課題となっている既存集落においては、農林漁業との調整・連携を図り、農山漁村へ移住する若者による郊外居住を可能とする等、地区計画等で地域が主体的に取り組むまちづくりを支援し、魅力的な集落の形成を図る。

その他、地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針・整備水準の目標

京都舞鶴港を核として、広域交通網を活かした産業・交流拠点の形成を目指し、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道の利用により、京阪神都市圏との交流を図るとともに、各インターチェンジへのアクセス道路の整備を進める。

魅力的で個性的な東西の中心市街地の活性化を目指し、東西間を結ぶ幹線道路の整備を進める。

また、人口減少などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、既存ストックを活かした効率的・効果的な施設の整備を推進するとともに、必要な道路網の見直しを進める。

自然と共生する豊かな生活環境のある都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路の整備を進める。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、舞鶴若狭自動車道の整備を図る。

幹線道路としては、(都)小倉西舞鶴線、(都)上安真倉線等の整備を図る。

イ 鉄道

京都丹後鉄道の施設の快適性及び安全性の向上を図るとともに、JR 舞鶴線との連携強化等により、公共交通機関の利用促進を図る。

ウ 港湾

京都舞鶴港西港地区は、対岸貿易を中心とする外貿商港機能及び外航クルーズの拠点としての人流交流機能について、京都舞鶴港東港地区は、フェリー等の内貿商港機能の充実とあわせて、臨港道路の整備を推進し、物流人流機能の強化を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	舞鶴若狭自動車道、国道27号、国道175号、(都)小倉西舞鶴線、(都)和泉通線、 (都)余部下舞鶴線、(都)上安真倉線、(都)伊佐津境谷線、(都)京田万願寺線、 市道追手紺屋町線

※ (都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
京都丹後鉄道	施設の快適性及び安全性の向上、JR 舞鶴線との連携強化

ウ 港湾

事業名	路線名・施設名等
港湾整備事業又は港湾機能施設整備事業	舞鶴国際ふ頭、臨港道路和田下福井線、 臨港道路上安久線

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と舞鶴湾等の公共用水域の水質保全を図る観点から、舞鶴市水洗化総合計画に基づき下水道の整備を図る。

また、浸水防除の観点から、舞鶴市公共下水道計画に基づき、下水道（雨水）の整備を図る。

さらに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

舞鶴市公共下水道（東、西処理区）は、排水区域約 2,271ha、計画汚水量約 44,000m³/日（日最大）を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

	2010年実績	2030年整備目標
普及率	89%	100%

※普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	2010年実績	2030年整備目標
都市浸水対策達成率	0%	10%

※都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

各処理区の公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

④主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道（汚水）	公共下水道事業	舞鶴市	東処理区、西処理区
下水道（雨水）	公共下水道事業	舞鶴市	西処理区（静溪排水区、大手排水区、高野川D排水区、中筋排水区）

(3) 河川

①基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に、治水施設の整備を進め、河川が氾濫した場合においても被害を最小限にとどめるために、地域防災力の向上につながる取り組みを行う。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を考慮して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、自然環境に配慮しつつ、河川環境の整備と保全に努める。

②整備水準の目標

伊佐津川では、概ね 50 年に 1 回の洪水を安全に流下させ、高野川では平成 16 年台風 23 号洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。

ただし、由良川直轄区間では、昭和 34 年伊勢湾台風規模の降雨により発生の恐れがある洪水に対して浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としている。

③整備方針

本区域の河川は、そのほとんどが舞鶴湾に流入している。由良川の整備を図るとともに、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。さらに、整備途上や目標を上回る洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより効果的な治水対策を図る。

また、良好な河川環境と豊かな自然環境のもと、様々な水辺空間の利用と適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努めるとともに、自然環境や歴史的価値のある施設等と調和を図り、周囲の景観に配慮した河川整備に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川由良川、八戸地川、二級河川伊佐津川、高野川

(4) その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な整備と自然・生活環境の改善を図る。

次世代に持続可能な循環型社会を構築するために、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化を推進するとともに、施設の延命化を図る。また、新たな環境課題に対して、効率的で適正な処理を進める必要がある。

また、本区域内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じてバランスのとれた施設整備を図る。

②整備方針

ア ごみ処理施設

循環型社会の確立のため、ごみ減量の目標を設定し、その達成に向けて、住民や事業者との連携の下、ごみの減量やリサイクルの推進を基本とした環境負荷の少ない処理に努める。また、清掃工場の長寿命化の実施による長期にわたる安定稼働とリサイクルプラザの大改修による中間処理過程での資源化を進めるとともに、次期最終処分場の整備を行い、安定的かつ効率的なごみ処理を進める。

イ 教育施設

児童・生徒のためのよりよい教育環境づくりを目指し、小・中学校の適正規模、適正配置の検討や耐震化など施設の整備充実を図る。

ウ 医療・福祉施設

高齢社会のさらなる進展の中で、保健・医療・福祉施設の適正な配置により、だれもが暮らしやすいまちづくりの推進を行う。

エ 文化・スポーツ施設

都市生活の魅力を高め、市民の交流や地域における文化・スポーツ活動を活発にするため、既存の文化資源の活用や、新たな交流機能の充実を図る。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、高齢化や人口減少、既存商店街の商業活動の低下等により、中心市街地としての活力が低下している。そのため、舞鶴市では、駅を中心とした賑わい拠点とまちなか居住推進による「まちなか創生」を基本理念に立地適正化計画を定め、舞鶴版コンパクトシティの形成を目指す。

誘導施策として、鉄道駅周辺を「都市機能誘導区域」に設定し、まちなかの活性化・賑わい創出に資する施設等を誘導する。また、まちなかの特に人口減少が予測される区域を「居住誘導区域」に設定し、居住誘導施策を展開する。

(2) 整備方針

①市街化進行地域・新市街地

景気動向や宅地の需要動向を見据え、地区計画等の活用により良好な環境を備えた市街地の形成を推進する。

②既成市街地

JR 東舞鶴駅周辺地区においては、「集い、学び、地域の力を引き出す拠点」、JR 西舞鶴駅周辺地区においては、「賑わいあふれる、新たなライフスタイルの発信拠点」をコンセプトに、その周辺の低未利用地に民間事業者等を誘致するなどして賑わいの創出を図る。

空洞化が進行している既成市街地の商業地域及び住宅地では、空き地・空き家・空き店舗対策を行い、移住定住の促進を図る。

また、中心市街地の活性化や都市の再構築を図るため、道路・公園等の公共施設の整備を進め、安全で安心な市街地環境の整備に努める。

6 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能をはじめ、優れた自然環境やうらおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうらおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうらおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等における快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (2030年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約 166.9 ha	約 9.0 %	約 19,918.1 ha	約 75.7 %

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	2010年実績	2030年整備目標
都市計画区域人口 1人当たり整備面積	約 14.5 m ² /人 (約 14.5 m ² /人)	約 17.8 m ² /人 (約 17.8 m ² /人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。

○良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進める。

○近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

○うるおいのある風景を形成する森林や河川、海岸等水とみどりの自然景観を保全する。

○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる、森林、河川、海岸等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強いまちづくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地や、海岸部の防風・防砂に資するみどりの保全を図る。

○市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○白砂青松の海岸、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように、約7.2haの公園を配置し、老朽化した施設の更新等、適切な維持管理を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約4.6haの公園を配置し、老朽化した施設の更新等、適切な維持管理を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、約8.6haの公園を配置し、老朽化した施設の更新等、適切な維持管理を図る。
都市基幹公園	総合公園	伊佐津川運動公園の整備を促進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動、憩いや散策、自然観察等、市民の多様な利用に対応できるように整備、充実を図る。
特殊公園	風致公園	既設公園の保全を図る。
	歴史公園	
緑地		伊佐津川、与保呂川等の河川敷及び各埠頭の緑地を整備保全する。

②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種別	指定方針の概要
風致地区	市街地周辺に存する愛宕山、四面山等の樹林地は、良好な自然景観を有するとともに、都市の外郭を形成しており、風致地区の指定による保全を検討する。
緑地保全地区	市街地に隣接する愛宕山、四面山等の山ろく部は優れた自然環境を有するとともに、多くの文化財、神社仏閣等を包含しており、緑地保全地区による保全を検討する。
自然公園	若狭湾国定公園において、法規制の適切な運用により周辺地域も含めた自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別		名 称 等
施設緑地	都市基幹公園	青葉山ろく公園、伊佐津川運動公園
	その他の公園	舞鶴自然文化園、赤れんがパーク
地域制緑地	自然公園	若狭湾国定公園

